

平成 27 年 12 月 9 日

各位

全国保証株式会社

### 一部繰上返済等に伴う保証料の返戻方法の変更について

(一般財団法人全国社会保険共済会または公益財団法人横浜市建築助成公社をご利用中のお客さま)

この度、弊社は、お客さまの利便性向上のため、ローンの「一部繰上返済」、「返済期間の短縮」および「一部繰上返済を伴った返済期間の短縮」の各お手続き（以下、「一部繰上返済等」といいます。）をされた際に発生する返戻保証料の返戻方法を、下記のとおり変更することといたしましたのでご案内申し上げます。ご利用のお客さまにおかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1. 対象となるお客さま

以下の団体にて弊社保証付の住宅ローンをご利用中のお客さまが対象です。

- 一般財団法人 全国社会保険共済会
- 公益財団法人 横浜市建築助成公社

#### 2. 変更点

保証料の返戻時期を以下のとおり変更いたします。

| 変更前（現行） | 変更後         |
|---------|-------------|
| ローン完済時  | 一部繰上返済等の都度* |

※…保証料の返戻は、一部繰上返済等のお手続きをされた月の翌月までにおこないます。

#### 3. 運用変更日

平成 27 年 12 月 1 日以降にお手続きされた一部繰上返済等より変更いたします。

#### 4. その他

返戻保証料が弊社所定の振込手数料に満たない場合は、保証料の返戻はございませんので、あらかじめご了承ください。

#### <本件お問い合わせ先>

全国保証株式会社 債権管理部

電話番号：03-3270-2570（直通）

※土日祝日を除く 9：00～17：00

以上